

# 26 文化財の保存・活用

第3期プラン 3-(2)-ア

県民の心のよりどころとなる文化財の保存と活用を推進するため、「兵庫県文化財保存活用大綱」に基づき、地域の伝統や文化を学ぶ機会の充実とともに、地域づくりの核となる歴史文化遺産の次世代への継承に努める。

## 令和4年度 重点実践事項

- 地域の伝統や文化に根ざした歴史文化遺産を理解する機会の充実
- 地域づくりの核となる歴史文化遺産の次世代への継承の推進

実践目標

1

歴史文化遺産を活用した  
ふるさとづくりを進める

実践目標

2

歴史文化遺産の保存・活用を  
推進する体制づくりを進める

3

人生100年を通じた学びの推進



### 重点! ①歴史文化遺産に触れる機会の充実 全社

指定・未指定を問わず、地域にある身近な文化財の見学、伝統行事の体験や博物館等における観覧・体験学習を通じて、地域の伝統と文化に根ざした歴史文化遺産に親しむ機会の確保に努める。また、関連する情報も効果的に活用し、ふるさと意識を醸成する。

### ②歴史文化遺産の活用 社

指定文化財や登録文化財、遺跡、古民家等の歴史文化遺産を活用した事業やイベントの企画・運営・参加等を通して、行政と県民が協働で地域の賑わいづくりや地域の活性化を図る。

また、文化財の価値を個別に捉えるだけでなく、広域におよぶ文化財群を物語でつなぐ日本遺産のような新たな価値付けを行うことにより、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化を推進する。



### 重点! ①歴史文化遺産活用の担い手の養成 社

地域の歴史や伝統、文化への理解を深め、地域の魅力を発信する、※ヘリテージマネージャー等の地域の歴史文化遺産活用の担い手を養成する。

養成にあたっては、専門技術者だけでなく、活用を主体的に担う人材も対象とする。

※ヘリテージマネージャー…歴史文化遺産の保存・活用を推進する人材。平成13年度以降、教育委員会等が建造物・庭園・樹木・無形民俗の各分野で養成中。

### ②「文化財保存活用地域計画」の活用 社

市町が策定する「文化財保存活用地域計画」に基づき、学校教育への有効な活用等を検討する。また、地域住民や自治体専門職員、博物館や教育機関、ヘリテージマネージャーを主体とする民間団体等と連携した、地域社会総掛かりによる歴史文化遺産の保存・活用体制づくりを進める。

### 文化財保存活用大綱

県が、歴史文化遺産を地域社会総掛かりで将来に伝えるための方向性を定めたもの。市町はこれを勘案し、課題解決のために文化財保存活用地域計画を作成する。

### 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋

※一覧はP67のQRコードから閲覧可

兵庫県文化財保存活用大綱

(R1 県教委)

### 児童生徒による歴史文化遺産保存・活用の事例



地域の小学生が県指定史跡「御願塚古墳」の清掃活動に参加(伊丹市)



国指定名勝「日益習館庭園」でタブレット端末を活用したふるさとの歴史学習を実施(洲本市)



国指定文化財「麒麟獅子舞」の祭礼に、小・中学生が担い手として参加(新温泉町)



県指定文化財「旧入江家住宅」で、建物の構造などを見学して、暮らしの変遷を学習(高砂市)